

お客様各位

全日本空輸株式会社

## Air Cargo Advance Screening(ACAS)追加手順のご案内

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より弊社便をご利用いただき、誠に有難うございます。

さて、すでに施行中の米国当局による Air Cargo Advance Screening(ACAS)プログラムについて、この度、米国当局へお客様自身で ACAS 申請を実施される場合の手順をご案内致します。何卒、ご協力をお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 対象貨物

米国向け貨物のうち、ACAS 申請をお客様自身で実施される貨物

#### 2. ご依頼

お客様自身で ACAS 申請を実施される場合、以下のご対応をお願い致します。

- ① 貨物搬入時に必ず「SF: 搭載許可」を取得し、お客様自身で確認後、貨物搬入をお願い致します。
- ② MAWB の Handling Information 欄に ACAS 直接送信の旨と申告時問題の有無の記載をお願い致します。

#### 《AWB 記載例》

・ACAS を直接送信するケース

*(Name of Agent) has transmitted HAWB ACAS Data directly to U.S. authorities, and has received SF approval without any problems.*

・ACAS、AMS をどちらも直接送信する場合

*(Name of Agent) has transmitted HAWB AMS/ACAS Data directly to U.S. authorities, and has received SF approval without any problems.*

- ③ 万が一、貨物搬入後に米国当局から PER/PSN のメッセージを受信した場合、速やかに弊社宛にご連絡をお願い致します。

\*PER/PSN = SN、6H、6J、6I、7H、7J、7I、8H、8J、8I

- ④ 弊社に対して米国当局より罰則および罰金が課され、お客様に過失があると認められた場合は、お客様に請求させて頂く場合がございます。予め、ご了承願います。

以上